貝塚市立北小学校 校長 藤田 英明

気象警報発令時の臨時措置について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがようございます。

さて、気象警報発令時の児童の登下校につきましては、下記のとおり対処いたしますので、よろし くお願いいたします。

記

◇貝塚市に午前7時現在、次の警報が発令されている場合、

- 暴風警報
- 大雨警報(浸水害)もしくは大雨警報(浸水害、土砂災害)
- •特別警報

臨時休校

、※午前7時より後に解除されても途中登校はしません。

- ◎ 大雨警報には、①大雨警報(浸水害)、②大雨警報(浸水害、土砂災害)、③大雨警報(土砂災害)の3種類があります。このうち、③大雨警報(土砂災害)については、本校区では子どもたちの登校が可能であると判断し、通常通りの授業といたします。臨時休校になるのは、①と②の場合のみです。
- ◎ 特別警報については、どんなものであっても臨時措置をとります。
- ◎ 警報の発令や解除の情報については、テレビのニュース・テロップで流されているもののほか、気象庁のホームページ等で確認もできます。「貝塚市 警報」で検索すると、これらについて書かれた気象庁のホームページで情報が確認できます。

※気象庁参照アドレス http://www.jma.go.jp/warn/f_2720800.html

◎ 休校措置等につきましては、午前7時過ぎに、本校「ホームページ」に掲載するとともに、「はなまるメール」のメール配信で連絡もさせていただきますが、回線の混み具合によっては、届くまでに時間がかかる場合もありますので、ご了承お願いいたします。また、電話でのお問い合わせは、電話が殺到し学校として対応できかねますのでご遠慮ください。

◇登校後に警報が発令された場合

- ☆ 校区の状況を考慮して判断しますが、原則、「緊急時の児童の帰宅先」に沿って学校待機また は集団下校をします。(天候の悪化状態によっては学校待機とする場合もあります)
- ☆ なかよしホーム入級児童も原則同様です。(発令された時間にもよります)
- ※ 警報以外でも、不審者がいる場合など児童に危険が予想される場合、校区の状況に応じて臨時措置をとる場合があります。
- ※ 警報が発令された場合、学校が避難所になる場合があります。

★この文書はご家庭で**掲示・保管**をお願いします。